

## 民鉄事業環境会計ガイドラインの改訂にあたって

一部の先進諸国を中心に驚異的な物的繁栄を謳歌した20世紀は、同時に、大量生産・大量消費を第一とするその経済システムにより、地球温暖化やオゾン層の破壊、緑地の砂漠化などの危機的な環境破壊を誘引した世紀でもありました。

これら多くの環境問題が深刻化する中で、「環境への負荷を減らし、大切な地球環境を後世へ引き継ぐ」ことは全世界的な命題となっており、政府においても、「環境負荷の少ない循環型社会」を構築するための投資活動・消費行動を支援する政策を積極的に推進するとともに、これらに関する環境インフラ等の整備を急速に進めており、このことが消費者・企業・行政が一体となった「循環型社会づくり」の大きな原動力ともなっています。

近年、企業経営に環境保全を取り込んだ、「環境経営」の考え方が取り入れられつつあるとともに、企業の社会的な責任として、利害関係者に対して投じたコストや効果情報を含めた、環境保全の取組状況についての情報を開示することが求められています。そのような背景から、利害関係者の正しい理解と構成的な評価、支援をうけていくことを念頭に、独自に環境会計や社会・環境報告書、CSR報告書等の作成に取り組む企業が一層増えています。

環境会計は、平易に表せば、企業が環境対策にどのくらいコストを負担し、その効果がどのくらいあがっているかということをも可能な限り定量的（貨幣単位又は物量単位）に測定し伝達する仕組みです。この環境会計は、企業側では、自社の環境保全への取組をより効率的に実効あるものとするための経営管理上の分析手段となり、また、その企業の利害関係者（ステークホルダー）にとっては、企業の環境保全への取組を理解するための有効な情報となり、投資活動等の助けともなるものです。

鉄道は、CO<sub>2</sub>排出量などからみても、自動車等と比較して環境負荷の小さい「環境に優しい乗り物」です。民鉄事業者は、これまでも、省エネルギー型車両の導入をはじめ様々な環境保全への取組を行ってきていますが、必ずしも十分に世間一般に広く周知される状況には至っておらず、また、企業経営上の観点からも効果的に環境対策を講じ、より積極的に環境情報の開示に努める必要があります。

このような状況を踏まえ、当協会では、民鉄事業の特性に即した環境会計の標準的な手法を示し、環境会計への取組が業界全体に広く普及することを目指すとともに、環境会計情報を環境経営のための有効な手段として活用していただくことを目的に、2003年5月に「民鉄事業環境会計ガイドライン（2003年版）」を策定・公表しました。

その後、これまで数年が経過する中、大手民鉄16社の大半の事業者において環境会計情報を開示するなど多くの進展が見られるところです。

2003年5月に策定した「民鉄事業環境会計ガイドライン(2003年版)」は、これに先駆けて公表された「環境省環境会計ガイドライン(2002年版)」に準拠したものであることから、同省ガイドライン(2002年版)が、2005年2月に改訂公表されたことを踏まえ、今般所要の見直し改訂を行うこととしたものです。

今般の改訂の要点は、環境会計情報の利便性向上の観点から、環境保全コストの性格に応じた分類を提示するなど内容を充実するとともに、環境保全効果及び環境保全対策に伴う経済効果についての記載を拡充し、また環境省ガイドラインの新たな公表用フォーマットの構成とその狙い等についての記載を追加するなどにより、可能な限り内容の充実を図ったところです。

本ガイドラインについては、環境会計を取り巻く状況の変化に適切に対応したものであることが重要であり、今後とも必要に応じ継続的な見直しを図って参る予定です。

こうした主旨にかんがみ、このガイドラインが、環境会計に対する会員各社の取組の一助になれば幸いです。

今般のガイドライン改訂にあたっては、大手民鉄16社の委員で構成される「環境経営研究会」のメンバーを中心に数度にわたり会合を行うなど検討を重ねた成果であり、関係者には改めて感謝する次第です。

さらに検討の過程においては、示唆的なご講演を頂くとともに、貴重なご助言等を頂きました環境省総合政策局環境経済課 中坪治課長補佐、並びに国立環境研究所地球環境センター 藤野純一主任研究員をはじめご支援を頂いた関係の方々には心より謝意を申し上げますとともに、作業協力を頂いたみずほ情報総研様には、改めて御礼申し上げます次第です。